

第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
I 遮断部 をガスメータに内蔵したもの、感震器と連動するもの及び感震器を内蔵するものを除く。			I 遮断器 をガスメータに内蔵したもの、感震器と連動するもの及び感震器を内蔵するものを除く。			字句の整合
1 本体に金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、すその他使用上支障のある欠陥がないものであること。	1(1) 耐食性又は耐食処理については、 JIS Z 2371(2015) 塩水噴霧試験方法の 5の装置 及び 9の試験 条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の 4の試験用 の塩溶液(pH調節は 4.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧することにより確認すること。 (2) 略	1(1) 耐食性又は耐食処理については、次のイ又はロに掲げる基準に適合していることを確認したものをもち合格したものとする。 イ JIS Z 2371(2015) 塩水噴霧試験方法の 5の装置 及び 9の試験 条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の 4の試験用 の塩溶液(pH調節は 4.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧した後、目視により材料及び耐食処理膜等に著しい変化が生じないものであること。 ロ 付表に示す材料であつて、イと同等以上の耐食性を有するものであること。 (2) 略	1 本体に金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、すその他使用上支障のある欠陥がないものであること。	1(1) 耐食性又は耐食処理については、 日本工業規格 Z 2371(2000) 塩水噴霧試験方法の 3装置 及び 9.噴霧室 の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の 7試験用 塩溶液(pH調節は 7.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧することにより確認すること。 (2) 略	1(1) 耐食性又は耐食処理については、次のイ又はロに掲げる基準に適合していることを確認したものをもち合格したものとする。 イ 日本工業規格 Z 2371(2000) 塩水噴霧試験方法の 3装置 及び 9.噴霧室 の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の 7試験用 塩溶液(pH調節は 7.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧した後、目視により材料及び耐食処理膜等に著しい変化が生じないものであること。 ロ 付表に示す材料であつて、イと同等以上の耐食性を有するものであること。 (2) 略	JIS 法改正に備え、「JIS」に変更(以降同様) 引用 JIS 最新版の適用(以降同様)
2 本体(キャップ、表示窓等を除く。)に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 略 (2) 難燃性を有すること。	2(1) 略 (2) 合成樹脂の難燃性については、次の試験により確認すること。 外かくの外表面の9cm ² 以上の正方形の平面部分(9cm ² の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが3cmの正方形に切り取った試験片)を水平面に対して、約45°に傾斜させた状態において当該試験片	2(1) 略 (2) B欄に掲げる方法により難燃性を有することを確認したものをもち合格したものとする。	2 本体(キャップ、表示窓等を除く。)に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 略 (2) 難燃性を有すること。	2(1) 略 (2) 合成樹脂の難燃性については、次の試験により確認すること。 外かくの外表面の9cm ² 以上の正方形の平面部分(9cm ² の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが3cm正方形に切り取った試験片)を水平面に対して、約45度に傾斜させた状態において当該試験片の	2(1) 略 (2) B欄に掲げる方法により難燃性であることを確認したものをもち合格したものとする。	字句の修正 脱字の追記 単位表記の修正

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
(3) 略	<p>の下端中央部に、ノズルの内径が0.5mmのガスバーナの空気口を閉じた状態で、発熱量50.2MJ/kg以上のガスを燃焼させた長さ20mmの炎の先端を垂直下から5秒間あて、炎を取り去り、当該試験片が10秒を超えて燃え続けなことを確認すること。</p>	(3) 略	(3) 略	<p>下端中央部に、ノズルの内径が0.5mmのガスバーナの空気口を閉じた状態で、発熱量50.2MJ/kg以上のガスを燃焼させた長さ20mmの炎の先端を垂直下から5秒間あて、炎を取去り、当該試験片が10秒を超えて燃え続けなことを確認すること。</p>	(3) 略	<p>字句の修正 (以降同様)</p>
3~5 略	3~5 略	3~5 略	3~5 略	3~5 略	3~5 略	
<p>6 遮断部の入口、出口の取付ねじ等は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1) POL(Prestolite)ねじ</p> <p>イ JIS B 8245(2004)液化石油ガス容器用弁の附属書の3.ガス充てん口ねじの呼びの左W22.5山14に定める規格に適合したねじであること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) 管用テーパねじ</p> <p>JIS B 0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するものであること。</p> <p>(3) フランジ</p> <p>イ 低圧用及び中圧用にあつては、JIS B 2220(2012)鋼製管フランジ及びJIS B 2239(2013)鋳鉄製管フランジの呼び圧力5Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>ロ 高圧用にあつては、JIS B 2220(2012)鋼製管フランジ及びJIS B 2239(2013)鋳鉄製管フランジの呼び圧力20Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	<p>6(1)イ ねじについては、ねじゲージにより確認すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) JIS B 0253(1985)管用テーパねじゲージにより確認すること。</p> <p>(3) 材料については図面及び目視等により、寸法についてはノギス等により確認すること。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	<p>6(1)イ B欄に掲げる方法により検査を行い、基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) B欄に掲げる方法により検査を行い、基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>(3) B欄に掲げる方法により検査を行い、基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	<p>6 遮断部の入口、出口の取付けねじ等は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1) POL(Prestolite)ねじ</p> <p>イ 日本工業規格 B 8245(2004)液化石油ガス容器用弁の附属書の3.ガス充てん口ねじの呼びの左W22.5山14に定める規格に適合したねじであること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) 管用テーパねじ</p> <p>日本工業規格 B 0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するものであること。</p> <p>(3) フランジ</p> <p>イ 低圧用及び中圧用にあつては、日本工業規格 B 2220(2004)鋼製管フランジ及びB 2239(2004)鋳鉄製管フランジの呼び圧力5Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>ロ 高圧用にあつては、日本工業規格 B 2220(2004)鋼製管フランジ及びB 2239(2004)鋳鉄製管フランジの呼び圧力20Kフランジの寸法に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	<p>6(1)イ ねじについては、ねじゲージにより確認すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) 日本工業規格 B 0253(1985)管用テーパねじゲージにより確認すること。</p> <p>(3) 材料については図面及び目視等により、寸法についてはノギス等により確認すること。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	<p>6(1)イ B欄に掲げる方法により検査を行い、基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>ロ 略</p> <p>(2) B欄に掲げる方法により検査を行い、基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>(3) B欄に掲げる方法により検査を行い、基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	
7 略	7 略	7 略	7 略	7 略	7 略	

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
8 遮断部又は制御部にあつては、通常の使用状態において、雨水、雪、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。	8(1) 屋外に設置するものにあつては、 <u>JIS C 0920(2003)</u> 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により5分間散水した後、16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 (2) 屋内設置専用のものにあつては、塵埃等が侵入するおそれがないことを確認すること。	8(1) B欄に掲げる方法で散水した後、後記16の作動試験を行い当該基準に適合していることを確認し、かつ、水が浸入していないことを確認したのもをもって合格したものとする。 (2) 図面及び目視により、塵埃等が侵入するおそれがないことを確認したのもをもって合格したものとする。	8 遮断部又は制御部にあつては、通常の使用状態において、雨水、雪、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。	8(1) 屋外に設置するものにあつては、 <u>日本工業規格 C 0920(2003)</u> 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により5分間散水した後、16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 (2) 屋内設置専用のものにあつては、塵埃等が侵入するおそれがないことを確認すること。	8(1) B欄に掲げる方法で散水した後、後記16の作動試験を行い当該基準に適合していることを確認し、かつ、水が浸入していないことを確認したのもをもって合格したものとする。 (2) 図面及び目視により、塵埃等が侵入するおそれがないことを確認したのもをもって合格したものとする。	
9~13 略	9~13 略	9~13 略	9~13 略	9~13 略	9~13 略	
14 電池を用いる遮断装置にあつては、当該電池の電池電圧が低下した場合において、その旨を40日間以上にわたり表示する機能を有し、かつ、表示された後、通常の使用状態(この項において、温度 $20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ とする。)で1回以上の遮断能力を有するものであること。 ただし、電池電圧低下表示機能については、その旨をセンタ等に発信し、集中監視盤等によりセンタで記録される宅内発信装置と一体の制御部にあつてはこの限りでない。 また、1回以上の遮断能力については、電圧が低下した場合に遮断するものであり、復帰操作の影響を受けることなく40日間以上にわたり遮断を継続する機能を有するものについては、この限りでない。	14 説明資料により確認すること。	14 電池の電圧降下特性図と装置の消費量(点滅表示を含む。)とを考慮した説明資料等により確認したのもをもって合格したものとする。	14 電池を用いる遮断装置にあつては、当該電池の電池電圧が低下した場合において、その旨を40日間以上にわたり表示する機能を有し、かつ、表示された後、通常の使用状態(この項において、温度 $20 \pm 5^{\circ}\text{C}$ とする。)で1回以上の遮断能力を有するものであること。 ただし、電池電圧低下表示機能については、その旨をセンタ等に発信し、集中監視盤等によりセンタで記録される宅内発信装置と一体の制御部にあつてはこの限りでない。 また、1回以上の遮断能力については、電圧が低下した場合に遮断するものであり、復帰操作の影響を受けることなく40日間以上にわたり遮断を継続する機能を有するものについては、この限りでない。	14 説明資料により確認すること。	14 電池の電圧降下特性図と装置の消費量(点滅表示を含む。)とを考慮した説明資料等により確認したのもをもって合格したものとする。	単位表記の修正 (以降同様)
15 遮断装置は、主として次に掲げるガス漏れ警報器に接続されるものであること。 (1) 有電圧信号を発するガス漏れ警報器(制御機能を内蔵するものを除く。)にあつては、出力信号が監視時において直流6V、警報時において直流12Vであること。	15(1) 常温常湿において有電圧信号を発するガス漏れ警報器の出力端子に $4.7\text{k}\Omega \pm 0.5\text{k}\Omega$ の負荷抵抗を接続して定格電源電圧を加え、警報を発しないときの端子間の出力電圧が直流 $6\text{V} \pm 1\text{V}$ であり、かつ、警報を発したときの端子間の出力電圧が $12\text{V} \pm 1.2\text{V}$ であることを直流電圧計を用いて測定すること。	15 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合していることを確認したのもをもって合格したものとする。	15 遮断装置は、主として次に掲げるガス漏れ警報器に接続されるものであること。 (1) 有電圧信号を発するガス漏れ警報器(制御機能を内蔵するものを除く。)にあつては、出力信号が監視時において直流6V、警報時において直流12Vであること。	15(1) 常温常湿において有電圧信号を発するガス漏れ警報器の出力端子に $4.7 \pm 0.5\text{k}\Omega$ の負荷抵抗を接続して定格電源電圧を加え、警報を発しないときの端子間の出力電圧が $6 \pm 1\text{V}$ であり、かつ、警報を発したときの端子間の出力電圧が $12 \pm 1.2\text{V}$ であることを直流電圧計を用いて測定すること。	15 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合していることを確認したのもをもって合格したものとする。	

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
(2) 略	注: ガス漏れ警報器に接続できる負荷インピーダンスが1.2kΩを下回るものにあつては、申請書に記載した負荷インピーダンスに対応する出力電圧の許容差内であることを測定するものとする。 (2) 略		(2) 略	注: ガス漏れ警報器に接続できる負荷インピーダンスが1.2kΩを下回るものにあつては、申請書に記載した負荷インピーダンスに対応する出力電圧の許容差内であることを測定するものとする。 (2) 略		
16~27 略	16~27 略	16~27 略	16~27 略	16~27 略	16~27 略	
28 通常の使用状態において、温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。	28(1)イ 室内に設置するもの以外であつて寒冷地仕様のものにあつては、通電状態とした制御部を温度-30℃以下の恒温槽及び温度75℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で30分以上放置した後 取り出し 、10分間以内に16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 ロ 室内に設置するもの以外であつて非寒冷地仕様のものにあつては、次のいずれかの方法により確認すること。 i) 通電状態とした制御部を温度-15℃以下の恒温槽及び温度75℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で30分以上放置した後 取り出し 、10分間以内に16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 ii) 通電状態とした制御部を温度-10℃以下の恒温槽及び温度60℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で60分以上放置した後16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。	28(1)イ B欄に掲げる条件により試験を行った後、10分間以内に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。 ロi) B欄に掲げる条件により試験を行った後、10分間以内に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。 ii) B欄に掲げる条件により試験を行った後、前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。	28 通常の使用状態において、温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。	28(1)イ 室内に設置するもの以外であつて寒冷地仕様のものにあつては、通電状態とした制御部を温度-30℃以下の恒温槽及び温度75℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で30分以上放置した後 取り出し 、10分間以内に16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 ロ 室内に設置するもの以外であつて非寒冷地仕様のものにあつては、次のいずれかの方法により確認すること。 i) 通電状態とした制御部を温度-15℃以下の恒温槽及び温度75℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で30分以上放置した後 取り出し 、10分間以内に16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 ii) 通電状態とした制御部を温度-10℃以下の恒温槽及び温度60℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で60分以上放置した後16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。	28(1)イ B欄に掲げる条件により試験を行った後、10分間以内に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。 ロi) B欄に掲げる条件により試験を行った後、10分間以内に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。 ii) B欄に掲げる条件により試験を行った後、 10分間以内 に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。	B欄との整合

新			旧			コメント																												
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																													
	ハ 室内に設置するものにあつては、通電状態とした制御部を温度-15℃以下の恒温槽及び温度45℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で30分以上放置した後 取り出し 、10分間以内に16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 (2)~(3) 略	ハ B欄に掲げる条件により試験を行った後、10分間以内に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとす。 (2)~(3) 略		ハ 室内に設置するものにあつては、通電状態とした制御部を温度-15℃以下の恒温槽及び温度45℃以上の恒温槽に入れて、それぞれ使用状態で30分以上放置した後 取出し 、10分間以内に16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 (2)~(3) 略	ハ B欄に掲げる条件により試験を行った後、10分間以内に前記16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとす。 (2)~(3) 略																													
29 略	29 略	29 略	29 略	29 略	29 略																													
30 遮断部は、高圧用のものにあつては、2.6MPa以上、中圧用のものにあつては0.8MPa以上の圧力(水圧)を加えたとき漏れがなく、 き裂 、破損又は著しい変形のないものであること。	30 耐圧試験設備を用いて遮断部を開の状態とし、取付部の一方に栓を施し、他方から遮断部の型式に応じた水圧を1分間以上加えた後、遮断部本体に漏れのないこと、 き裂 、破損又は著しい変形のないことを目視等により確認すること。	30 B欄に掲げる条件により試験を行い、漏れのないこと、 き裂 、破損又は著しい変形のないことを確認したものをもって合格したものとす。	30 遮断部は、高圧用のものにあつては、2.6MPa以上、中圧用のものにあつては0.8MPa以上の圧力(水圧)を加えたとき漏れがなく、 亀裂 、破損又は著しい変形のないものであること。	30 耐圧試験設備を用いて遮断部を開の状態とし、取付部の一方に栓を施し、他方から遮断部の型式に応じた水圧を1分間以上加えた後、遮断部本体に漏れのないこと、 亀裂 、破損又は著しい変形のないことを目視等により確認すること。	30 B欄に掲げる条件により試験を行い、漏れのないこと、 亀裂 、破損又は著しい変形のないことを確認したものをもって合格したものとす。	字句の修正 (以降同様)																												
31 遮断部は、次表の遮断部の型式に応じた試験圧力(空気又は不活性ガスによる圧力)を加えたとき、外部漏れがなく、内部漏れについては、1時間当たり0.55N _L 以下のものであること。	31(1) 外部漏れについては、出口側に栓を施し、遮断部を開の状態として入口側から遮断部の型式に応じた圧力(空気又は不活性ガスによる圧力とする。)を高圧用、中圧用にあつては1分間以上、低圧用にあつては3分間以上加えた後、外部漏れのないことを確認すること。 (2) 内部漏れについては、遮断部を閉の状態として入口側から遮断部の型式に応じた圧力(空気又は不活性ガスによる圧力とする。)を1分間以上加え、出口側からの漏れ量が1時間当たり0.55N _L 以下であることを確認すること。	31(1) B欄に掲げる条件により試験を行い、外部漏れのないことを確認したものをもって合格したものとす。 (2) B欄に掲げる条件により試験を行い、内部漏れが1時間当たり0.55N _L 以下であることを確認したものをもって合格したものとす。	31 遮断部は、次表の遮断部の型式に応じた試験圧力(空気又は不活性ガスによる圧力)を加えたとき、外部漏れがなく、内部漏れについては、1時間当たり0.55N _L 以下のものであること。	31(1) 外部漏れについては、出口側に栓を施し、遮断部を開の状態として入口側から遮断部の型式に応じた圧力(空気又は不活性ガスによる圧力とする。)を高圧用、中圧用にあつては1分間以上、低圧用にあつては3分間以上加えた後、外部漏れのないことを確認すること。 (2) 内部漏れについては、遮断部を閉の状態として入口側から遮断部の型式に応じた圧力(空気又は不活性ガスによる圧力とする。)を1分間以上加え、出口側からの漏れ量が1時間当たり0.55N _L 以下であることを確認すること。	31(1) B欄に掲げる条件により試験を行い、外部漏れのないことを確認したものをもって合格したものとす。 (2) B欄に掲げる条件により試験を行い、内部漏れが1時間当たり0.55N _L 以下であることを確認したものをもって合格したものとす。	単位表記の修正 (以降同様)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">遮断部の型式</th> <th>試験圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高圧用</td> <td>1.56MPa 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中圧用</td> <td>0.15MPa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低圧用</td> <td>外部漏れ</td> <td>0.01MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>内部漏れ</td> <td>4.2kPa 以上</td> </tr> </tbody> </table>	遮断部の型式		試験圧力	高圧用		1.56MPa 以上	中圧用		0.15MPa 以上	低圧用	外部漏れ	0.01MPa 以上	内部漏れ	4.2kPa 以上			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">遮断部の型式</th> <th>試験圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高圧用</td> <td>1.56MPa 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中圧用</td> <td>0.15MPa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低圧用</td> <td>外部漏れ</td> <td>0.01MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>内部漏れ</td> <td>4.2kPa 以上</td> </tr> </tbody> </table>	遮断部の型式		試験圧力	高圧用		1.56MPa 以上	中圧用		0.15MPa 以上	低圧用	外部漏れ	0.01MPa 以上	内部漏れ	4.2kPa 以上			
遮断部の型式		試験圧力																																
高圧用		1.56MPa 以上																																
中圧用		0.15MPa 以上																																
低圧用	外部漏れ	0.01MPa 以上																																
	内部漏れ	4.2kPa 以上																																
遮断部の型式		試験圧力																																
高圧用		1.56MPa 以上																																
中圧用		0.15MPa 以上																																
低圧用	外部漏れ	0.01MPa 以上																																
	内部漏れ	4.2kPa 以上																																
32 略	32 略	32 略	32 略	32 略	32 略																													
33 遮断装置は、500回以上、遠隔操作によって遮断部を開閉できる機構を有するものにあつては、5,000回以上の反復作動試験に耐えるものであること。	33 制御部及び遮断部を 組み合わせ た状態で、遮断部に高圧用にあつては0.8MPa、中圧用にあつては0.07MPa、低圧用にあつては2.8kPaの圧力(空気又は不活性ガスによる圧力とする。)を加えつ	33 B欄に掲げる条件により試験を行った後、前記31の気密試験及び前記16の作動試験を行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす。	33 遮断装置は、500回以上、遠隔操作によって遮断部を開閉できる機構を有するものにあつては、5,000回以上の反復作動試験に耐えるものであること。	33 制御部及び遮断部を 組合せた 状態で、遮断部に高圧用にあつては0.8MPa、中圧用にあつては0.07MPa、低圧用にあつては2.8kPaの圧力(空気又は不活性ガスによる圧力とする。)を加えつ	33 B欄に掲げる条件により試験を行った後、前記31の気密試験及び前記16の作動試験を行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす。	字句の修正																												

新			旧			コメント
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
	つ、「作動←→復帰」操作を500回以上、遠隔操作により遮断部を開閉できる機構を有するものにあつては5,000回以上反復した後、31の気密試験及び16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。			つ、「作動←→復帰」操作を500回以上、遠隔操作により遮断部を開閉できる機構を有するものにあつては5,000回以上反復した後、31の気密試験及び16の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。		
34～35 略	34～35 略	34～35 略	34～35 略	34～35 略	34～35 略	
36 復帰安全機構を有するもの又は復帰確認のための装置を併設するものにあつては、次の条件に適合するものであること。 (1) 略 (2) 復帰安全確認のための装置は、次によること。 イ～ロ 略 ハ 直接配管系に組み込まれるものであつて、かつ、ガスの流量に影響を与えるものにあつては、 <u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20180522保局第3号)の別表第3(第11条、第13条関係)に示す性能を満たす技術的内容の例に示すガス栓の流量性能に適合するものであること。</u> ニ 略	36(1) 略 (2)イ～ロ 略 ハ 当該基準に適合していることを確認すること。 ニ 略	36(1) 略 (2)イ～ロ 略 ハ A欄に掲げる基準に適合していることを確認したものをもちて合格したものとす。 ニ 略	36 復帰安全機構を有するもの又は復帰確認のための装置を併設するものにあつては、次の条件に適合するものであること。 (1) 略 (2) 復帰安全確認のための装置は、次によること。 イ～ロ 略 ハ 直接配管系に組み込まれるものであつて、かつ、ガスの流量に影響を与えるものにあつては、 <u>ガス栓の技術上の基準(液化石油ガス器具等の検定等に関する省令、昭和43年通商産業省令第23号)に定める流量性能に適合するものであること。</u> ニ 略	36(1) 略 (2)イ～ロ 略 ハ 当該基準に適合していることを確認すること。 ニ 略	36(1) 略 (2)イ～ロ 略 ハ A欄に掲げる基準に適合していることを確認したものをもちて合格したものとす。 ニ 略	法令の引用を「通達」に変更
37～45 略	37～45 略	37～45 略	37～45 略	37～45 略	37～45 略	
II 遮断部をガスメータに内蔵したもので感震器と連動しないもの及び感震器を内蔵しないものに限る。 略 III 感震器と連動するものに限る。 略 IV 感震器を内蔵したのものに限る。 附則 圧力式及び圧力変化検知式漏えい検知機能性能確認検査基準 略			II 遮断部をガスメータに内蔵したもので感震器と連動しないもの及び感震器を内蔵しないものに限る。 略 III 感震器と連動するものに限る。 略 IV 感震器内蔵したのものに限る。 附則 圧力式及び圧力変化検知式漏えい検知機能性能確認検査基準 略			脱字の追記